

豊橋市業態転換チャレンジ応援補助金

新たなチャレンジに取り組む市内事業者の皆様へ

大きな業態転換のために必要となる 設備導入費の一部を**補助**します！

補助額

最大 100万円 補助率 2/3

●対象者：令和3年9月30日(木)以前から市内で営業している中小事業者

●申請期間：令和3年10月1日(金)～令和4年2月28日(月)

※原則、事前申請ですが、令和3年4月1日(木)～9月30日(木)までに実施した業態転換も、さかのぼって申請可能です。

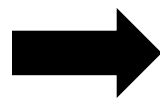
大きな
業態転換とは？

- 日本標準産業分類の異なる大分類への転換
- 転換後がB to C事業の店舗等
- 転換後がECサイトなど、オンラインサービスショップ

例えば…



飲食サービス業（大分類M）



小売業（大分類I）

実施事例は、
豊橋市HP
で紹介！

営んでいる居酒屋〇〇〇をリフォームして、酒屋■■■として、
屋号を変更して開店する

※例外として、大分類が変わらない、「卸売業」⇒「小売業」、 「宿泊業」⇒「飲食サービス業」
などの変更も業態転換として認められます。



豊橋市

商工業振興課

☎0532-51-2431

✉shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

制度の詳細、申請書のダウンロードはホームページから →



対象となるケース

【①屋号変更】 屋号変更などにより、既存事業に替えて新たな事業を開始する場合

<例>



飲食サービス業（大分類M）



小売業（大分類I）

営んでいる居酒屋〇〇〇をリフォームして、酒屋■■■として、屋号を変更して開店する

【②区分営業】 既存の事業と同一建物内で時間帯（昼、夜など）やエリアを分けることによって、新たな事業を開始する場合

<例>



宿泊業（大分類M）



教育、学習支援業を追加
（大分類Oを追加）

ホテルを経営していて、新たな事業として、ホテルの2階で、料理教室を開始し、その他の階はホテルとして経営を継続する

【③新店進出】 既存の事業とは、市内の別の場所で新たな事業を開始する場合 （※既存事業を継続する要件はありません）

<例>



建設業（大分類D）



飲食サービス業（大分類M）

建設業を営んでいる会社が、建設業を継続しながら、新たな事業として、建設会社とは別の場所で、焼肉レストランを開店する

【④オンラインサービスショップ開設】 新たにオンラインサービスショップ（インターネット上での商品の販売・サービスの提供）を開設する場合

<例>



飲食サービス業（大分類M）



小売業（ネットショップ）
（大分類I）

居酒屋を営んでいる個人事業主が、新たな事業として、お酒の小売りのためのモール型(国内)オンラインサービスショップを開設する

対象経費

ケース ①～③	転換後の店舗等において商品・サービスの生産・提供に必要な、 <u>1単位あたり10万円以上の設備・備品（汎用品は除く）の購入・リース費用</u>
ケース④	オンラインサービスショップ開設時の初期費用

類似補助金のご案内

補助金事業名	HP	対象者	転換後業種	補助金額	対象経費	問合せ先TEL
【国】 事業再構築補助金		全業種	転換前と異なる業種	100万円～ 6,000万円など （補助率2/3など）	建物費、設備費、 広告宣伝費など	コールセンター 0570-012-088 または 03-4216-4080
【市】 飲食店 業態転換 補助金		飲食 サービス業	転換前と 細分類が 異なる飲食店	上限50万円 （補助率2/3）	設備・備品	豊橋市 商工業振興課 0532-51-2431